

助成に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条第5号の規定に基づき、アマチュア無線業務及び電波科学の発展の寄与に対する助成に関し、定めることを目的とする。

(助成方法)

第2条 助成は、次により行うものとする。

- (1) 助成金の交付
- (2) 無線機器、空中線系、電源装置、測定機器等の貸与又は供与
- (3) その他

(助成の審査・決定)

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

(企画助成)

第6条 助成は、次のいずれかに該当するものに対して行うことができるものとする。

- (1) 電波科学に関する、学校教育等の実施に積極的に貢献するもの
- (2) アマチュア無線を通じて、社会の福祉に積極的に貢献するもの
- (3) アマチュア無線の発展に寄与するもの
- (4) アマチュア無線の実態の調査を行うもの
- (5) アマチュア無線制度改善のための資料の収集を行うもの
- (6) アマチュア無線を通じて、国際親善に寄与又は協力するもの

2 本条に基づく助成の適否、助成方法、助成の範囲等の審査及び決定は理事会で行う。

(登録クラブにおいて開設された社団局への助成)

第7条 次の各号に掲げる社団局は、申請により連盟会費の助成を受けることができるものとする。

- (1) 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、及び大学において、当該学校の児童、生徒又は学生の活動のために開設された社団局。ただし、当該社団局を開設した主体が本連盟登録クラブ（学校クラブ）となることを条件とする。
- (2) 児童福祉法に規定する児童館、児童センター等の児童厚生施設及び国または地方自治体が法律または条例等で規定する子ども科学館、青少年科学館等の青少年教育施設において、当該施設の主たる目的の利用者に供するために開設された社団局。ただし、当該社団局を開設した主体が本連盟登録クラブ（青少年クラブ）となることを条件とする。
- (3) 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟及びボーイスカウト各都道府県連盟において、スカウト活動のために開設された社団局。ただし、当該社団局を開設した主体が本連

盟登録クラブ（青少年クラブ）となることを条件とする。

- (4) 主たる構成員が障がい者である団体において、当該団体の活動のために開設された社団局。ただし、当該社団局を開設した主体が本連盟登録クラブ（専門クラブ）となることを条件とする。

2 本条に基づく助成金の額は、規則第 13 条に定める社団会員の会費（当該団体が複数の社団局を有する場合は転送会費を含む）の年額の範囲内とする。

3 事務局は、本条に基づく助成の件数、助成が行われた社団局のコールサイン及び登録クラブの名称について、少なくとも年 1 回、理事会に報告するものとする。

（青少年に対する助成）

第 8 条 第 6 条及び前条に規定するもののほか、毎年 4 月 1 日現在において 22 歳未満の青少年であって、1 年分の会費を納入して正員若しくは准員として入会しようとしている者又は 1 年以上の会費を納入している正員若しくは准員である者は、申請により助成を受けることができるものとする。ただし、次の各号に掲げる者には適用しない。

(1) 家族会員になっている者

(2) 会費の前納者

2 前項の助成金の額は、規則第 13 条に定める会費の年額の範囲内とする。

3 事務局は、本条に基づく助成の件数について、少なくとも年 1 回、理事会に報告するものとする。

（申請）

第 9 条 助成を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に従い右欄に掲げる書類を会長に申請するものとする。

助成の区分	提出書類
1 第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当する社団局への助成	1 助成申請書（別表第 1 号乙様式）
2 第 7 条第 1 項第 4 号に該当する社団局への助成	1 助成申請書（別表第 1 号乙様式） 2 申請者の所在する地域の地方本部長又は支部長の証明書（別表第 2 号甲様式）
3 第 8 条に該当する青少年に対する助成	1 助成申請書（別表第 1 号丙様式） 2 助成を受けようとする者の無線従事者免許証の写し（准員の場合にあっては、学生証又は住民票の写し）
4 その他の助成	1 助成申請書（別表第 1 号甲様式） 2 申請者の住居又は所在する地域の地方本部長又は支部長の証明書（別表第 2 号甲様式）

（外国人等の申請）

第 10 条 外国のアマチュア団体又は個人であって助成を受けようとする者は、書面により会長にその旨申請するものとする。

2 前項の書面の様式は、適宜のものとする。ただし、なるべく別表第 1 号甲様式で定める記載事項の記載を求めることとする。

(研究結果等の報告及び公開)

第 11 条 助成を受けた者(第 7 条又は第 8 条の規定による助成を受けた者を除く。)は、助成対象の調査研究の結果又は資料収集の状況等を会長に報告するものとする。

2 前項の調査研究の結果及び収集した資料は、連盟、又は連盟承認のもとに助成を受けた者が公表できるものとする。

(助成の取消し)

第 12 条 虚偽の申請により助成を受けたとき、又は助成対象となった研究、調査等が行われなかったときは、助成を取り消し、交付した助成金又は機器等を返納させることができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 24 年 2 月 26 日から施行する。

平成 24 年 2 月 26 日改正 第 3 条、第 7 条、第 7 条(1)(2)(3)、第 9 条
削除 第 3 条第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 7 条(4)

附 則

この改正規程は、平成 26 年 2 月 22 日から施行する。

平成 26 年 2 月 22 日改正 第 7 条、第 7 条(3)(4)、第 9 条

附 則

この改正規程は、平成 28 年 11 月 19 日から施行する。(第 31 回理事会)

平成 28 年 11 月 19 日改正 第 7 条、第 7 条(1)(2)(3)、第 8 条、
第 9 条助成の区分 1、2
削除 第 7 条(2)

附 則

この改正規程は、令和 6 年 8 月 31 日から施行する。(第 75 回理事会)

令和 6 年 8 月 31 日改正 第 6 条 2、第 7 条 1、2、3、第 8 条 3、
第 9 条 1、2

第1号甲様式

(第6条関係)

助 成 申 請 書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会 長 殿

郵便番号

申請者住所(所在地)

氏 名 (印)

(アマチュア局の呼出符号)

(当連盟の 会員 ・ 非会員)

下記により、貴連盟の助成を受けたいので、助成に関する規程第 8 条により申請いたします。

記

- ## 1 助成を必要とする理由

- ## 2 助成対象及びその計画

- ### 3 助成対象の完了予定

- ## 4 助成方法

- 5 連絡先 電話 e-mail

- 6 社団局(クラブ局)にあつては、その名称及び代表者並びにクラブ規約、構成員の概要

第1号乙様式

(第7条関係)

助成申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会 長 殿

郵便番号

申請者住所(所在地)

社団局の名称

(呼出符号)

代表者氏名 (印)

下記社団局に、貴連盟の助成を受けたいので、助成に関する規程第 7 条により下記書類を添えて申請いたします。

記

- 1 社団局の無線局免許状の写し
- 2 当該社団局を開設した主体の登録クラブ申請書の写し
- 3 連絡先
電話

e-mail

第 1 号丙様式

(第 8 条関係)

青少年助成申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会 長 殿

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟の青少年の会費の助成を受けたいので、次のとおり申請いたします。

フリガナ		生年月日	平成	年	月	日
申請者氏名		年 齢	歳	男	女	
		コール サイン				
フリガナ						
申請者住所	〒 都道 府県					
電話番号						
アマチュア無線 従事者資格	第 1 級 第 2 級 第 3 級 第 4 級 その他の資格 ()					
アマチュア局の 免許有効期間	移動する局 令和 年 月 日まで		固定局（移動しない局） 令和 年 月 日まで			

証 明 書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会 長 殿

(証明者)
地方本部長(支部長)
氏名

㊞

下記アマチュア局は、助成対象として適当であることを証明いたします。

記

1 アマチュア局の所在地

2 アマチュア局の名称及び呼出符号